

「協同労働の協同組合」 法制化を求める 3.16 市民のつどい

於：明治大学駿河台校舎リバティホール

2006年3月13日から1週間、日本労働者協同組合連合会の招きで、ICA（国際協同組合同盟会長）I・バルベリーニさんが来日されました。バルベリーニさんは、東京・神戸での集会への参加、協同組合・労働団体・自治体への訪問、労協やワーカーズコレクティブの現場見学など、精力的なスケジュールをこなしていただき、日本での協同労働の法制化へのアドバイスと激励をいただきました。

3月16日に明治大学リバティホールで開催した『「協同労働の協同組合」法制化を求める3.16市民のつどい』では、協同労働の現場からの報告に始まり、バルベリーニ会長の報告、池上惇京都大学名誉教授、笹森清労働者福祉中央協議会会長の報告などがあり、法制化実現に向けさまざまな立場の人々が一致して取り組むことを確認した集会となりました。



集会で発言した方々

世界の労働者協同組合： 文化的基礎と現状・趨勢

—協同労働の協同組合の法制化の意義—

イヴァノ・バルベリーニ（ICA：国際協同組合同盟会長）



本日は、世界の労働者協同組合が生まれてきた思想的な土台を振り返るとともに、その現状と課題をお話しし、協同労働の協同組合の法制化の意義について、一緒に考えていきたいと思ひます。

協同組合の目的と労協の源流

新しい労働と生産のあり方

世界の協同組合には8億の組合員が参加し、1億人が働いています。協同組合の目的は、「ディーセント・ワーク(尊厳ある労働)」をつくりだし、「社会正義による経済発展」に寄与し、人びとが連帯した公正な社会を実現することです。世界の労働者協同組合の源流は19世紀初めにさかのぼります。偉大な理論家である、シャルル・フーリエが、「普遍的な調

和の原則」にもとづく一種の協同組合的な組織の形態を提案したことが始まりです。ロバート・オーエンをはじめ、何人かの思想家が、協同組合の中には、資本主義に代わる、新しい生産のあり方がある、と考えました。

知られている世界最初の労協は、1833年にパリで設立され、それがイタリアとス

ペインに広がりました。イタリア最初の労協は19世紀末に設立されたラヴェンナの日雇い労働者協同組合です。1904年には労協の連合組織がエミリア・ロマーニャ州に設立されました。

その後、ミルやマーシャルといった経済学者が、人びとが共同の目的を達成する上で協同組合が果たす役割を高く評価しました。マルクスは生産協同組合の出現が、資本主義がやがて終ることを予告するものだと考えたほどです。

20世紀になると、1930～40年代には中国に「工業合作社」という形で、1950～60年代には、ガンジーの影響でインドに労働者協同組合が広がっていきました。

世界の労働者協同組合の現状

「協同組合地域社会」の例も

今日、労協はヨーロッパでは、フランス、イタリア、スペインで、とくに発達しています。その他の国々では多くありません。そのなかで、スペインのモンドラゴンや、イタリアのイモラといった地域では、大規模な工業協同組合を中心とした「協同組合地域社会」が形成されています。それらの地域に固有の環境と、歴史的なルーツの基盤がそろっていたことが成功の要因となっています。

ヨーロッパで発展しているのは、とくにサービスの労働者協同組合で、その事業は、清掃から福祉まで多岐にわたっています。

労協で働いている人の数は1協同組合平均、20名です。東ヨーロッパでは、政治体制の変更に伴って、国家主導の労協が困難

な時期を迎え、中国でも同じような経過をたどりましたが、現在では、手工業協同組合や繊維生産協同組合が復活しつつあります。

アメリカ大陸ではアルゼンチン、ブラジル、コスタリカ、コロンビア、合衆国、カナダなどで労協が発展しています。大半の協同組合は小規模ですが、700人が働くコスタリカの航空機整備協同組合や、発電用のダムをつくるブラジルの建設協同組合など、大規模な労協も生まれています。

「社会的協同組合」の急成長

「新しい世代の協同組合」として登場し、近年急速に成長しているのが、「社会的協同組合」です。社会的協同組合とは、「福祉・保健・教育」サービスの提供（A型）と、不利な立場にある人びとの就労支援（B型）を通じて、人と人とのコミュニケーションや、人間発達、社会連帯を促進し、「地域社会全体の利益」をめざす協同組合です。

A型では、「教育者、援助者、看護師」などが働いて、子どもや高齢者、障害のある人びとなどをケアし、B型では、不利な立場にある労働者（働く人全体の30%以上）と、障害のない労働者、専門技術者などが、一緒になって働く場をつくりだしています。この両者の活動が、すべての人びとの自律と尊厳の回復と維持に貢献しているのです。

社会的協同組合は、イタリアやスペイン、フランス、スウェーデンでとくに発展していますが、その組織のあり方には、ワーカー主体の労働者協同組合と、ワーカーと利用者・家族、地域のサポーターという複数の当事者が一緒になってつくる「マルチステークホルダー型」の2種類があります。



東ヨーロッパにおいても、以前盛んだった、障害のある人の就労を支援するB型的な協同組合が再び復活し、発展しつつあります。

成長の為の課題と法制化

克服すべき課題は何か

労働者協同組合が世界的に成長していく上で、克服しなければならない、いくつかの困難があります。

一つ目は、協同組合法制の不備です。労働者が活動するための法整備が充分でなく、法制が存在する場合も、営利企業と比べて不利な制約が課されていることです。二つ目は、ニセの協同組合 実際には資本家が裏から動かし、労働者を無権利・低賃金で働かせるような、見せかけの協同組合が、労働者全体の評価をおとしめることがあります。一度、そんなことがあると、次の労働協を生み出すことがとても大変になるわけです。三つ目は、財源の不足です。四つ目は、グローバル化の中で、

利己主義が広がることによって、人びとの協同が妨げられてしまうことです。五つ目は、労働協に関する経済学の理論が不十分であるために、資本主義企業と、協同組合企業との違いが、明確になっていないことです。

協同組合の組合員や、研究者、法律家たちが協力して、協同組合企業のアイデンティティが何かということを明確にする必要があります。

資本主義企業との違い

この点で、約40年前にアメリカの経済学者、ベンジャミン・ワードは、「資本主義企業が総利潤を最大化しようとするのに対して、協同組合企業は労働者の平均所得を最大化しようとする傾向がある」と述べて、両者の違いを強調しました。現在の段階では、その違いを、次のように整理することができるでしょう。

資本主義企業においては資本が会社の基礎にある。協同組合企業においては、資本は一つの道具である。

協同組合企業は、資本の結集からではなく、人間の必要の結集から生まれる。

資本主義企業において株主は、その本性上、利潤にのみ関心を持つ。協同組合企業では、従事する組合員によって管理され、働く場の安定性の最大化など、利潤以外の種類の利益を引き出す。

「協同組合振興」と「共治」

協同組合企業の独自性を踏まえて、昨年、コロンビアのカルタヘナで開かれたICA総会では、『協同労働の協同組合に関する世界宣言』が採択されました。

この宣言は、95年のICAマンチェスター総会で定められた「協同組合のアイデンティティーに関する声明」(協同組合全般の「定義・価値・原則」)を、協同労働の協同組合に当てはめて補足し具体化するとともに、ILO193号「協同組合の振興に関する勧告」および「欧州連合コミュニケ」にのっとり、協同組合を促進する公共政策を各国政府が採ることを求めた文書です。

いずれにしても、協同組合自身の、よりよいガバナンス(「協働管理」「共治」)を確立することが決定的です。

内部の民主主義をより良く発展させること。組合員として共有する価値、ルールを明確にし、活動をコントロールすること。そして「責任倫理」 理事が先頭に立ち、組合員に対する責任、地域社会に対する責任、さらには協同組合運動の未来に対する強い責任感をもって、行動を律することです。

ふさわしい法律の制定を

こうした優れたガバナンスを土台に、協同

労働の協同組合にふさわしい法律を制定させることが重要です。

イタリアの例でも、法律の裏づけを得た、協同組合内部の「不分割積立金」(組合員に分配しない共同の資本)や「協同組合相互扶助基金」(すべての協同組合が毎年の利益の3%を拠出して、新たな協同組合づくりや仕事おこしを進める)への税制上の優遇、社会的協同組合法が、協同組合の発展に大きな効果を発揮しました。

協同労働の協同組合の法制化を通じて、労協が日本においていっそう目覚ましく発展していくことを心から期待します。